

BTMU CHINA WEEKLY

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

NOVEMBER 2ND 2016

■ WEEKLY DIGEST

【産 業】

- 物流業の効率向上 2018 年までの推進策
- 1-9 月の物流総額 前年同期比+6.1%

【金融・為替】

- 9 月分野別貸出統計 個人住宅ローンが引き続き拡大
- SWIFT 9 月の人民元決済通貨シェア 世界第 5 位を維持

■ RMB REVIEW

- 燃る下値不安と高まる介入警戒感

■ EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- 「国家外貨管理局の貨物貿易外貨収支電子書類審査の規範化に関する通知」
- 「事前確認協議の管理関係事項に関する公告」他

本邦におけるご照会先:

三菱東京 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

WEEKLY DIGEST

【産業】

◆物流業の効率向上 2018 年までの推進策

国務院は 9 月 26 日、国家発展改革委員会が制定した「物流業のコスト削減・効率向上に関する特別行動方策」を承認・公布した。2014 年 10 月に国務院が発表した「物流業発展中長期計画(2014-2020 年)」に基くもので、2018 年まで 3 年間の物流業の効率向上に向けた推進策を示した。高い物流コスト、低い効率といった中国の物流分野の課題改善が、企業の負担軽減に繋がり、経済運営の効率化にも寄与するものと期待される。

同方策では、2018 年までの数値目標として、社会全体の物流コスト対 GDP 比率を 2015 年より 1 ポイント以上引き下げること、企業の物流コスト対売上比率について、工業では 2015 年の 8.9%から 2018 年の 8.5%前後に、小売・卸売業では 2015 年の 7.7%から 7.3%前後に引下げることが掲げられた。

2018 年までの具体的な推進策として、下記 5 つの分野に注力するとした。

- ①公平・開放・秩序のある市場の形成: 物流分野の行政手続きの簡素化、道路・鉄道・民間航空分野の改革深化、貨物車両の通行管理の改善、通関手続きの利便化等。
- ②企業の負担軽減、イノベーション能力の向上: 物流企業の税負担軽減、物流関連料金徴収の規範化、インターネットとの融和によるイノベーションの奨励等。
- ③ハード・ソフト両面におけるインフラ整備: 物流の標準化、近代的な産業構造に適した全国物流網の整備、効率の高い複合一貫運送体制の構築、都市部の物流のスマート化、農村部の物流ネットワークの健全化等。
- ④連携・共有・セキュリティを確保できる新体制の構築: 物流データベースの整備、ビッグデータ応用の強化、物流情報を共有するプラットフォームの建設、物流業の信用管理体制の確立等。
- ⑤異業種との融和による共同発展: 物流業と製造業、交通、商業との融和発展等。

なお、2015 年現在の中国社会全体の物流コスト対 GDP 比率は 16.0%と、米国と日本の 2 倍、ドイツの 1.9 倍、ブラジルとメキシコの 1.4 倍、インドの 1.3 倍と言われ、先進国、新興国のいずれに比しても中国の物流業の効率の低さが目立っている。但し、2013 年の 18.0%、2014 年の 16.6%から見ると、改善傾向にある。

◆1-9 月の物流総額 前年同期比+6.1%

中国物流購買連合会の 10 月 24 日の発表によると、1-9 月の物流総額は前年同期比+6.1%の 167 兆 4,000 億元となり、伸び率は前年同期比 0.3 ポイント増加した。

内訳を見ると、工業製品の物流総額は同+6.0%の 155 兆 6,000 億元。個人消費財の物流総額は同+44.4%で、全体に占める割合は 0.3%となった。電子商取引、モバイルインターネット等の発展に伴い、インターネット消費が拡大を続けており、1-9 月の全国の宅配サービス企業の業務量は前年同期比+54.0%の合計 211 億件に上ったと指摘している。

一方、1-9 月の物流コストは前年同期比+3.0%の 7 兆 7,000 億元と、伸び率は前年同期比 1.1 ポイント減少した。GDP に対する割合は 14.5%と前年同期比で 0.7 ポイント減少しており、コスト削減と効率化に向けた政府の措置により物流の質が向上しつつあることが示された。うち、輸送コストは同+3.5%の 4 兆 元、保管コストは同+1.2%の 2 兆 6,000 億元、管理コストは同+5.5%の 1 兆 1,000 億元と、管理コストの伸びが最も高かった。

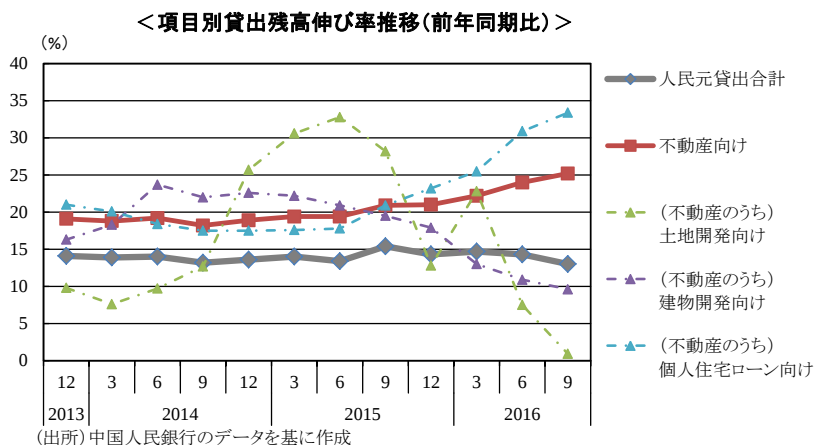
【金融・為替】

◆9 月分野別貸出統計 個人住宅ローンが引き続き拡大

中国人民銀行は 10 月 21 日、2016 年 1-9 月の金融機関の分野別貸出統計を発表した。1-9 月の人民元新規貸出額は前年同期比+2,558 億元の 10 兆 1,600 億元、うち、不動産向けが前年同期比+1 兆 5,000 億元の 4 兆 3,200 億元で、新規貸出全体に占める割合は 42.5%と、1-6 月より 3.6 ポイント増加した。

また、2016年9月末の人民元貸出残高は前年同月比+13.0%の104兆1,100億元と、伸び率は6月末より1.3ポイント縮小した。うち、不動産向けは同+25.2%の25兆3,300億元と、伸び率は6月末より1.2ポイント拡大した。

不動産向け貸出残高の内訳は、土地開発向けが前年同月比+0.9%の1兆5,700億元で伸び率は6月末より6.6ポイント縮小、建物開発向けが前年同月比+9.6%の5兆4,700億元で伸び率は6月末より1.3ポイント縮小。一方、個人住宅ローンは同+33.4%の17兆9,300億元、伸び率は6月末より2.5ポイント拡大し、7期連続で拡大した。



◆SWIFT 9月の人民元決済通貨シェア 世界第5位を維持

国際銀行間通信協会(SWIFT)の10月27日の発表によると、9月の世界通貨取引ランキングで、人民元決済額の取引シェアは前月の1.86%から2.03%に拡大し、3ヶ月連続で世界第5位を維持した。また、9月の人民元建て決済額は前月比+10.02%となり、全通貨の平均増加率+0.93%を大幅に上回った。

SWIFTは人民元利用の実態について、現在101ヶ国で人民元が決済通貨として利用されており、そのうちSWIFTが人民元利用拡大の目安とする「中国本土・香港との決済額に占める人民元の割合10%」を超えた国は過去2年間で7ヶ国^(注)増加して57ヶ国になったとした。また、スペインを除くこれら6ヶ国はいずれも中国にとって貿易取引が少ない国々であると説明した。

一方、中国本土・香港との決済における人民元利用の増加は、シンガポール、英国、韓国といった早期に人民元決済を導入し、クリアリングセンターを設置している国で顕著であるが、中国の重要な貿易相手国である日本と米国の人民元利用は未だ10%未満と低いままであると指摘。但し、米国でのクリアリングセンター設置が発表されたことで今後の米国における人民元利用にプラスの影響をもたらすだろうとの見方を示した。

(注) スペイン、ボリビア、コロンビア、モザンビーク、ナミビア、クウェート、ジョージア

＜通貨別取引シェアランキング＞

通貨名	上段: 順位 / 下段: 取引シェア												
	2015年				2016年								
	1月	1月	1月	8月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
USD (米ドル)	2 33.48%	1 38.75%	1 43.41%	1 44.82%	1 42.96%	1 41.40%	1 43.09%	1 41.92%	1 41.68%	1 40.97%	1 41.30%	1 42.50%	1 41.08%
EUR (ユーロ)	1 40.17%	2 33.51%	2 28.75%	2 27.20%	2 29.43%	2 31.47%	2 29.83%	2 30.69%	2 31.31%	2 30.82%	2 31.31%	2 30.17%	2 31.24%
GBP (イギリスポンド)	3 8.55%	3 9.38%	3 8.24%	3 8.45%	3 8.66%	3 8.78%	3 8.00%	3 8.40%	3 7.87%	3 8.73%	3 7.85%	3 7.53%	3 7.77%
JPY (日本円)	4 2.56%	4 2.49%	4 2.79%	5 2.76%	4 3.07%	4 3.16%	4 3.27%	4 3.24%	4 3.16%	4 3.46%	4 3.42%	4 3.37%	4 3.53%
CNY (人民元)	13 0.63%	7 1.39%	5 2.06%	4 2.79%	5 2.45%	5 1.76%	5 1.88%	6 1.82%	6 1.90%	6 1.72%	5 1.90%	5 1.86%	5 2.03%
CAD (カナダドル)	7 1.80%	5 1.80%	6 1.91%	6 1.79%	6 1.74%	6 1.73%	6 1.85%	5 1.83%	5 1.91%	5 1.96%	6 1.81%	6 1.72%	6 1.90%
AUD (オーストラリアドル)	5 1.85%	6 1.75%	8 1.74%	7 1.60%	8 1.47%	8 1.52%	7 1.59%	7 1.56%	7 1.68%	7 1.55%	8 1.59%	8 1.67%	7 1.57%
CHF (スイスフラン)	6 1.83%	8 1.38%	7 1.91%	8 1.55%	7 1.63%	7 1.52%	8 1.47%	8 1.50%	8 1.41%	8 1.52%	7 1.60%	7 1.44%	8 1.45%
HKD (香港ドル)	9 1.02%	9 1.09%	9 1.28%	9 1.41%	9 1.23%	10 1.00%	9 1.10%	10 1.06%	9 1.16%	9 1.09%	9 1.19%	9 1.25%	9 1.15%
THB(タイ・バーツ)	10 0.97%	10 0.98%	10 0.98%	10 1.04%	11 0.99%	11 1.00%	10 1.05%	12 0.94%	10 1.04%	10 1.02%	11 0.94%	11 1.04%	10 1.05%

(出所) SWIFTの公表データを基に作成

RMB REVIEW

◆ 燃る下値不安と高まる介入警戒感

10月の人民元相場は、米利上げ観測の再燃に伴うドル高と、当局による通貨政策(元安容認)を巡る思惑を背景に、月を通して軟化した。国慶節明け早々に防衛ライン「6.70」の突破が実現すると、月末にかけては、約6年1ヶ月ぶり安値を示現。元安懸念が燃る中で、来月も上値の重い展開が継続しそうだ。心理的節目「6.80」を巡る攻防に注目だ。

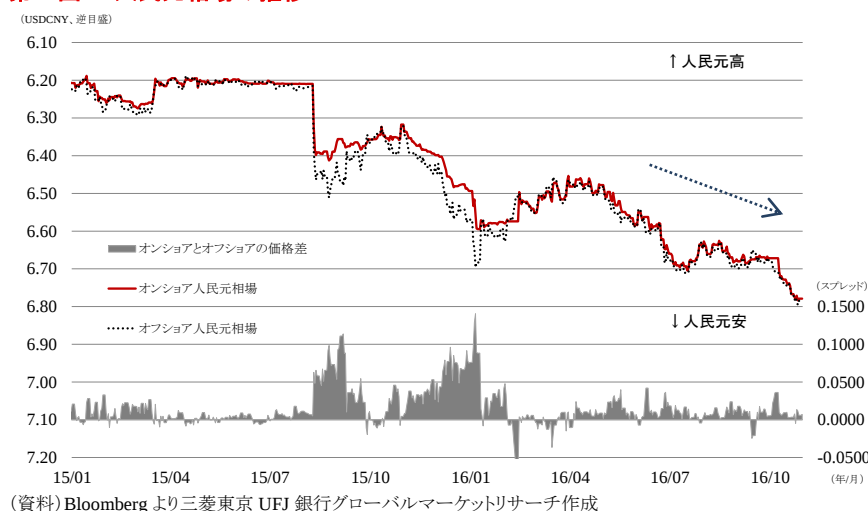
オンショア人民元(中国国内市場、CNY)は、月間高値となる6.6904で寄り付いた後、米利上げ観測の再燃を背景に反落。対主要通貨でドル買いが強まる中、早々に、防衛ラインとみられた「6.70」を突破した。当局による元安容認観測も燃る中で、10/28には、2010年9月以来となる安値6.7856を記録。元安懸念が一段と強まった。もともと、同水準では下値も堅く、続落は阻まれた。心理的節目「6.80」を前に介入警戒感も根強く、月末にかけては再び小反発しており、6.77絡みで越月しそうだ(第1図)。

オフショア人民元(中国国外市場、CNH)は、月初に高値6.6745を示現するも、米利上げ観測が高まると反落。当局による元安容認観測も燃る中で、10/27には安値となる6.7975まで下落した。しかし、心理的節目「6.80」を前に下値も堅く、介入警戒感が燃ると、月末にかけて反発。6.78絡みで越月しそうだ。

対円相場(CNYJPY)は、米ドル主導の動きが継続する中、月を通して方向感を見出せず。15円台半ばで上下した後、同水準にて越月する見通しだ。

尚、10/24~10/27にかけて開催された「中央委員会第6回全体会議(6中全会)」では、閉幕後のコミュニケにおいて、習近平国家主席を「核心」の指導者として位置付けることが発表された。来年秋の共産党大会を前に、習近平国家主席への権力集中が一段と加速しそうだ。

第1図：人民元相場の推移

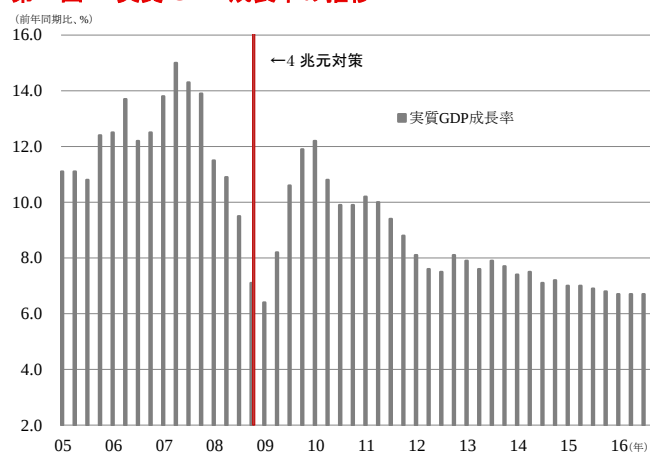


元の下値不安が再燃している。米利上げ観測の台頭に伴うドル高が一因ではあるものの、①中国の景気減速懸念、②当局による元安容認を巡る思惑、③SDR 組み入れ開始に伴うハードカレンシー化への想起など、中国側の要因も少なくない。本稿では、こうした中国サイドの要因を整理の上、人民元相場の先行きについて展望する。

元安に繋がる材料①(燦る景気減速懸念)

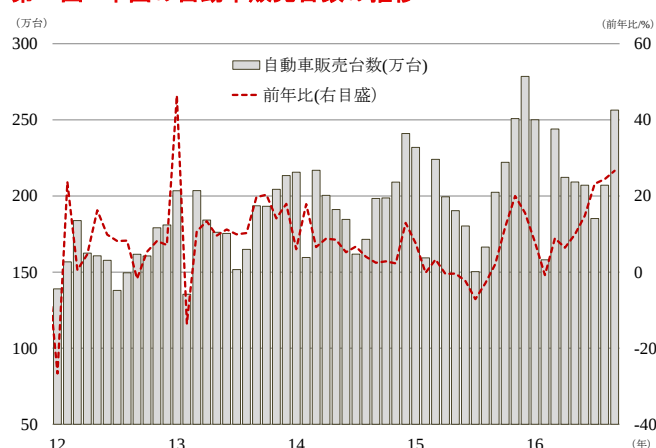
中国経済を巡っては、過剰な資本ストックの調整に伴う景気への下押しが継続している。第3四半期の実質GDP成長率は、前年比+6.7%と、政府目標である6.5%～7.0%の範囲内に留まったものの(第2図)、その背景が、住宅価格高騰に伴う不動産セクターの押し上げ(第3図)、自動車減税に伴う消費の先食い(第4図)、インフラ投資などの政策効果に依存している点は無視できない。事実、固定資産投資の内訳である不動産開発投資、インフラ投資は堅調さを維持するも、民間投資や製造業の設備投資は力強さを欠いている(第5図)。政府および当局が住宅価格の抑制に取り組む中で、足元の底堅い動きが持続するとは考え難く、住宅ブームの沈静化、自動車減税終了後の反動減が見られれば、関連投資、関連消費の下押しを通じ、中国経済の先行き不安を一段と高めよう。

第2図：実質GDP成長率の推移



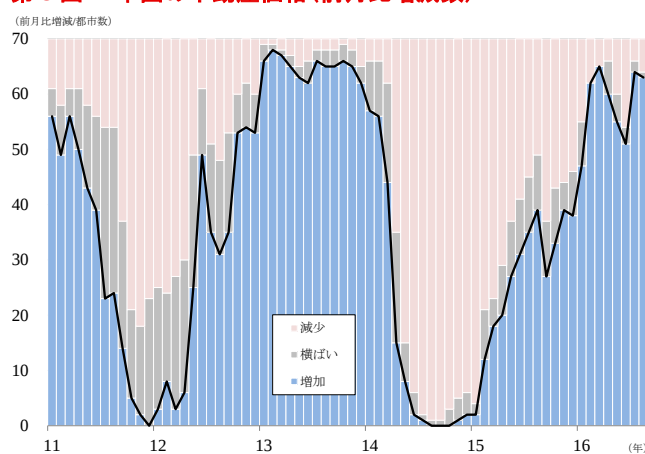
(資料) 中国国家统计局より三菱東京UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第4図：中国の自動車販売台数の推移



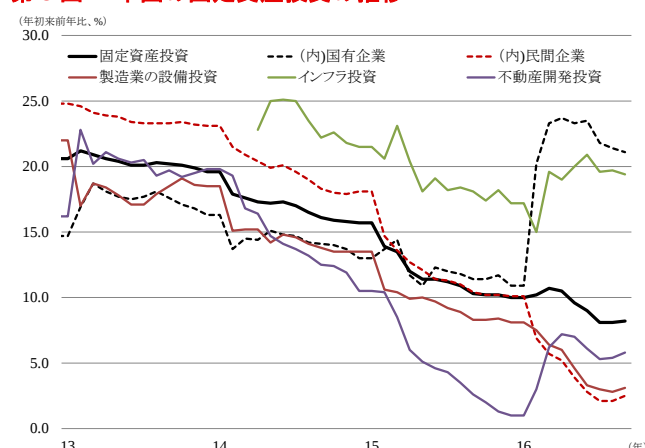
(資料) Bloombergより三菱東京UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第3図：中国の不動産価格(前月比増減数)



(資料) 中国国家统计局より三菱東京UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第5図：中国の固定資産投資の推移



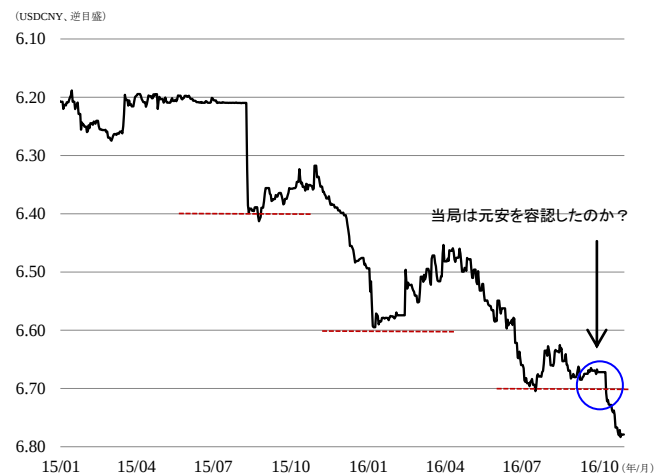
(資料) 中国国家统计局より三菱東京UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

元安に繋がる材料②(元安容認観測の再燃)

国慶節明けとなる10/10、当局は防衛ラインとみられた「6.70」の突破を容認した(第6図)。米利上げ観測の再燃に伴う「ドル高」が一因ではあるものの、一方では、当局が元安誘導を再開しているとの見方も根強く、通貨政策を巡る思惑が錯綜した。くしくも、その後発表された輸出統計では、前年比マイナス10%と冴えない結果が示され、輸出支援を目的に、当局が元安を容認しているとの思惑に拍車をかけた(第7図)。こうした見方の背景には、M1(狭義流動性)とM2(広義流動性)の乖離拡大が示唆する通り、金融緩和(政策金利の引き下げ)が企業の投資活動に結び付き辛い状況が挙げられよう。伝統的な金融政策に手詰まり感が見られる中で、当局が意図

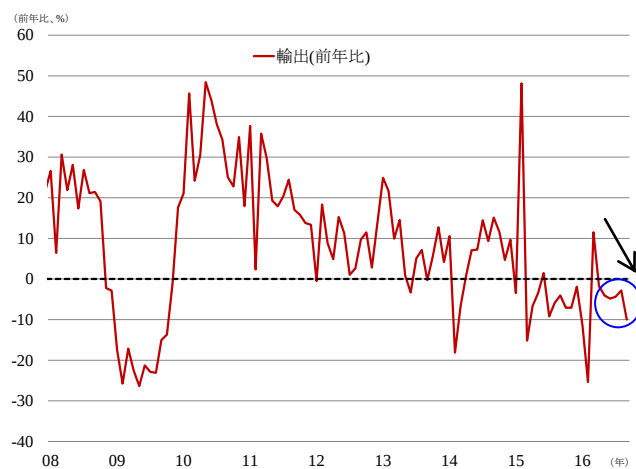
的に通貨政策(元安誘導)を再開させる可能性は低い。

第6図：人民元の動きと当局の防衛ライン(推定)



(資料) Bloomberg より三菱東京 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第7図：中国の輸出(前年比)の推移



(資料) 中国国家统计局より三菱東京 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

元安に繋がる材料③(資本開放への想起)

今月(10月)1日、人民元の SDR(IMF の特別引き出し権)構成通貨入りが実現し、「米ドル」「ユーロ」「英ポンド」「日本円」と並び、国際主要通貨の一角に組み入れられた。構成割合は 10.92%と、米ドルの 41.73%、ユーロの 30.93%に次ぐ序列第3位。日本円の 8.33%、英ポンドの 8.09%を上回るなど、国際金融市場における人民元のプレゼンスの高まりが確認されよう。これを受けて、IMF(国際通貨基金)、中国人民銀行は共に声明を発表(第8表)。両者共に、歴史的な第一歩として、人民元の SDR 構成通貨入りを歓迎した。

第8表：IMF、中国人民銀行による声明

	声明内容
IMF	SDR バスケットの拡大は、SDR、IMF、中国及び国際通貨制度の進化において重要であり歴史的転換である。新たな通貨がバスケットに加わるのは、ユーロのバスケット採用以来初のことであり、IMF にとり大きな変化である。これは、人民元の国際通貨制度における役割の重要性が増していることを反映している。
中国人民銀行	人民元の SDR 構成通貨入りは人民元国際化の一里塚であり、中国の経済発展の成果と金融改革開放の成果を評価するもので、SDR の代表性、安定性、吸引力を高めることに役立ち、国際通貨制度の進化に繋がる。中国はこれをきっかけに、金融改革を一段と進め、金融開放を拡大すると共に、世界の経済成長と金融の安定維持に貢献する。

(資料) IMF、中国人民銀行より 三菱東京 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

これに先立ち、中国人民銀行はウェブサイト上に、「SDR 構成通貨入りが人民元の安定に寄与する」との考えを掲載した。こうした見方の背景には、人民元の地位向上が、各国中銀による人民元保有ニーズを高め、これが結果的に人民元の下支えに繋がるとの期待があるのだろう。事実、フィリピン中央銀行は 10/24、外貨準備に人民元を組み入れることを発表した。もっとも、資本規制が解除されていない現状を鑑みれば、こうした動きが加速するとは考え難い。むしろ、IMF 加盟国より人民元国際化の前倒しを強いられるリスクが高まることから、「資本規制の解除」や「変動相場制移行」が想起され、短期的には、却って人民元の下値不安を高める材料となりそうだ。実際、IMF は年次審査報告書の中で「2018 年までに変動相場制に移行することが重要なゴールである」との見解を発表。9/22 には「SDR の構成通貨に加わる 10 月以降、中国は人民元を巡る透明性向上に努める必要がある」との考えが示された。また、9/29 には、ルー米財務長官より「人民元が SDR 構成通貨に加わったとはいえ、世界の準備通貨からはかけ離れている」、9/30 には、麻生財務相からも「中国は通貨管理をオープンにしなければならない」「価格管理は SDR 構成通貨の資格に欠ける」等の意見が述べられた。このように、加盟国による干渉は今後も強まるのが想定され、中国当局にとっては、介入や基準値を用いた人為的な相場誘導を行い難くなってくるだろう。資本規制の解除や変動相場制移行が意識されるに連れ、元は下値不安を高めるだろう。

以上の通り、米利上げ観測の再燃に伴うドル高や、景気下支えを目的とした当局による元安容認観測、景気減速懸念、資本開放や変動相場制移行への想起が、短期的に、元の下値不安を高めるだろう。当方では、メインシナリオとして、向こう 6 ヶ月で 6.92 程度までの下落を予想する。もともと、中長期的には、経常収支黒字の拡大や構造改革進展に伴うディスインフレの長期化懸念(実質金利の高止まり)、人民元国際化の進捗に伴って期待される準備資産としての人民元保有ニーズが、元の下値を支えよう。よって、短期的に元安、中長期的に持ち直す展開を想定する。

景気下押し圧力が一段と強まった場合、当局は輸出支援や国内消費の活性化(爆買いの国内回帰など)を目的に、通貨安容認姿勢を一段と強めよう。もともと、当局は資本流出に伴う元安は拒むと見られることから、国内から国外への資本流出が活発化する局面では、都度、介入警戒感が下値を支えるだろう。この為、当局はあくまで管理可能な範囲内での元安(2015 年、2016 年並みの年 4.5%程度の対ドルでの元安)を許容すると見られ、今後 1 年で 7.10 程度までの下落を想定する。

国内から国外への資本流出を抑制すべく、当局はオンショア(中国国内市場)、オフショア(中国国外市場)双方で為替介入に踏み切るも、外貨準備の急減が却って介入余力への不信感を増幅させ、投機筋による元売りに拍車をかけるシナリオ。この場合、当局は人民元の切り下げを余儀無くされ、サブシナリオで示した 7.10 を更に超える元安も想定されよう。

予想レンジ	11 月～12 月	1 月～3 月	4 月～6 月	7 月～9 月
USD/CNY	6.670～6.820	6.735～6.920	6.600～6.800	6.550～6.750
CNY/JPY	14.5～15.8	14.0～15.4	13.9～15.4	13.8～15.4

(10 月 31 日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比			前日比
2016.10.24	6.7733	6.7677～ 6.7770	6.7718	0.0119	6.5178	-0.0007	0.87303	0.0016	7.3725	0.0080	2.8500	3275.43	38.76
2016.10.25	6.7787	6.7735～ 6.7787	6.7778	0.0060	6.4883	-0.0295	0.87345	0.0004	7.3776	0.0051	2.5500	3279.25	3.82
2016.10.26	6.7742	6.7665～ 6.7742	6.7686	-0.0092	6.5050	0.0167	0.87277	-0.0007	7.3954	0.0178	2.9000	3264.13	-15.12
2016.10.27	6.7777	6.7759～ 6.7835	6.7778	0.0092	6.4789	-0.0261	0.87464	0.0019	7.3976	0.0022	3.0000	3258.52	-5.61
2016.10.28	6.7856	6.7762～ 6.7856	6.7795	0.0017	6.4453	-0.0336	0.87427	-0.0004	7.3950	-0.0026	2.5000	3251.01	-7.51

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2016 年 10 月中旬から下旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

[規則]

【外貨管理】

○「国家外貨管理局の貨物貿易外貨収支電子書類審査の規範化に関する通知」(匯發[2016]25 号、2016 年 9 月 28 日発布、同年 11 月 1 日実施)

企業が銀行で貨物貿易での外貨の支払い・受け取り手続きをする際に、電子媒体での書類提出を認めるもの。手続きの利便化措置の一環。■企業の条件は、外貨管理局が認定する「貨物貿易外貨管理分類等級」が A 類で、営業許可取得から満 2 年を経過していること、銀行での外貨の支払い・受け取り手続きが合法で、信用記録が良好なこと、など。■原文は、国家外貨管理局の下記サイトをご参照。

http://www.safe.gov.cn/wps/portal/tut/p/c5/04_SB8K8xLLM9MSSzPy8xBz9CP0os3gPZxdnX293QwML7zALA09P02Bnr1BvI2c_E_1wkA6zeGd3Rw8Tcx8DAwsTdwMDTxMnfz8P50BDA09jiLwBDuBooO_nkZ-bql-QnZ3m6KioCACk6Xh-/dl3/d3/L2dJQSEvUUt3Q59ZQnZ3LzZfSENEQ01LRzEwODRJQzBJ5UpRRUpKSDEySTII/?WCM_GLOBAL_CONTEXT=/wps/wcm/connect/safe_web_store/safe_web/zcfg/jcxmwhgl/jcksfhyhagl/node_zcfg_jcxm_jck_store/f36949804e66838fb716ff628f71f4b0

【税】

○「事前確認協議の管理関係事項に関する公告」(国家税務総局公告 2016 年第 64 号、2016 年 10 月 11 日公布、同年 12 月 1 日施行)

親会社など関連企業との取引での移転価格に関する税務機関との事前確認協議 (Advance Pricing Arrangement: APA) についての公告。従来、事前確認協議については、「特別納税調整実施弁法(試行)」(2008 年 1 月 1 日施行)の規定が適用されてきたが、その内容が一部変更され、手続きがより具体的に定められている。■従来の取り扱いから変更された点は、①事前協議の手順が予備会談、協議意向申請、分析・評価、正式申請、協議・締結、執行監督の 6 段階とされた(従来は予備会談、正式申請、審査・評価、協議、締結、執行監督)、②事前確認協議に対応する税務機関が企業の主管税務機関とされた(従来は区を設ける市、自治州以上の税務機関)、③事前確認協議で確定した価格算定方法などの適用期間が主管税務機関から企業に協議意向申請を承諾する通知が発送された日の納税年度から 3~5 年度とされた(従来は書面による正式申請の翌年から 3~5 年度)、④過年度の関連企業間取引が事前確認協議の適用年度と同一または類似の場合の過年度への遡及適用期間が最長 10 年とされた(従来は規定なし)、⑤事前確認協議の対象企業が原則として主管税務機関から企業に協議意向申請を承諾する通知が発送された日の納税年度の前 3 年度の毎年度関連企業間取引額が

○「税関特別監督管理区域企業増値税一般納税者資格付与試行の展開に関する公告」(国家税務総局・財政部・税関総署公告 2016 年第 65 号、2016 年 10 月 14 日公布、同年 11 月 1 日施行)	4 千万元以上とされた(従来は年度の関連企業間取引額が 4 千万元以上、関連企業間取引についての申告義務を履行、同期の資料の準備・保管・提供を実施)、など。そのほか、予備会談で企業が説明しなければならない事項、協議意向申請案に含めなければならない内容、税務機関が協議意向申請を拒否できる事由、優先受理の条件、税務機関の分析・評価の内容などが詳細に規定されている。■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2292979/content.html 保税區、輸出加工區などの税関特別監督管理区域内の企業に対して増値税一般納税者の資格を与え、税負担の軽減を図る試行措置。国際市場が低迷している中で、区域内企業の国内仕入・販売が増えていることに対応したもの。■試行区域は、昆山綜合保税區、蘇州工業園綜合保税區、上海松江輸出加工區、河南鄭州輸出加工區、鄭州新鄭綜合保税區、重慶西永綜合保税區、深圳塩田綜合保税區の 7 区域。対象企業は、増値税一般納税者の規定に合致する企業(注:卸売または小売の專業企業は年間課税販売額が 80 萬元超、貨物生産または課税役務提供の專業企業およびそれらを主として卸売・小売を兼営している企業は 50 萬元超)。■税の扱いは、①国内で貨物を販売したとき(上記試行区域の対象企業を含む)は、増値税専用發票(インボイス)を発行し、増値税・消費税を納付する、②試行区域外から貨物を購入したときは、増値税専用發票を受け取り、貨物を国内に販売したときは増値税の仕入税額控除をし、国外に販売したときは輸出税額還付を申請する、③加工貿易方式で区域外から購入したときは、現行の政策(注:不徴収不還付)を適用する、④輸入貨物に対しては保税政策を適用し、国内販売貨物の中に保税貨物が含まれる場合、また区域外で未加工の保税貨物を販売する場合は、保税貨物に対して区域内に搬入された状態で輸入関税・増値税・消費税および延滞利息を徴収する、⑤対象企業が区域内の非対象企業から貨物を購入したときは、輸入貨物に対する税收政策(注:増値税・消費税を徴収)を適用し、区域内の非対象企業に販売したときは、輸出とみなして増値税税額還付を行う(未加工の保税貨物を除く)、⑥対象企業が自社用設備(機器・設備、建設用物資、事務用品を含む)を輸入したときは、暫時、輸入関税・増値税・消費税を免除し、それらの税は輸入設備に対する税関の監督管理期間内の各年度で平均して負担するものとするが、毎年末に免除された当年の輸入税のうち、国内販売比率に対応する部分についてのみ徴収し、国外販売比率に対応する部分については区域内の税收政策(注:免税)を適用する、など。■原文は、国家税務総局の下記サイトをご参照。 http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2292719/content.html
--	--

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
国際本部 海外アドバイザリー事業部
池上隆介

～アンケート実施中～

(回答時間:10 秒。回答期限:2016 年 12 月 2 日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=M6AnfD>